

○津山工業高等専門学校労働時間管理者の指名 に関する規程

〔 平成 18 年 4 月 1 日
規 程 第 5 6 号 〕

改正 平成 20 年 4 月 1 日規程第 9 号 平成 21 年 4 月 28 日規程第 13 号
平成 21 年 8 月 25 日規程第 23 号 平成 28 年 2 月 17 日規程第 12 号

(目的)

第 1 条 この規程は、津山工業高等専門学校における労働時間管理者の指名について定める。

(労働時間管理者)

第 2 条 労働時間管理者の指名及び事務の範囲について次のとおり定める。

区分		監督者	労働時間管理者 に指定する職名	事務の範囲
事務部	総務課 学術・社会連携 推進事務室	総務課長	総務係長	総務課職員及び学術・社会連携推進事務室職員の労働時間の管理に関すること。
	学生課	学生課長	教務係長	学生課職員の労働時間の管理に関すること。
技術部		技術部長	技術長	技術部職員の労働時間の管理に関すること。
教員		校長	総務係長	教員の労働時間の管理に関すること。
非常勤講師		校長	教務係長	非常勤講師の労働時間の管理に関すること。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日規程第 9 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 4 月 28 日規程第 13 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 28 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 8 月 25 日規程第 23 号)

この規程は、平成 21 年 8 月 25 日から施行し、平成 21 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 2 月 17 日規程第 12 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。